（経過措置）

2　改正後の消費税法施行規則（以下「新規則」という。）第十七条第五項の規定は、事業者が消費税法施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第百四十一号）による改正後の消費税法施行令第五十七条の規定の適用を受ける最初の消費税法第十九条に規定する課税期間の初日（以下「適用日」という。）以後に行う同項に規定する売上げに係る対価の返還等について適用し、当該事業者が適用日前に行った改正前の消費税法施行規則第十七条第五項に規定する売上げに係る対価の返還等については、なお従前の例による。

3　新規則第二十七条第一項第一号ハ及び第三項の規定は、事業者が適用日以後に行う資産の譲渡等（消費税法第二条第一項第八号に規定する資産の譲渡等をいう。以下この項において同じ。）について適用し、当該事業者が適用日前に行った資産の譲渡等については、なお従前の例による。

○財務省令第二十七号

国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第七十四条の九第五項及び国税通則法施行令（昭和三十七年政令第百三十五号）第四十三条の規定に基づき、国税通則法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

国税通則法施行規則の一部を改正する省令

国税通則法施行規則（昭和三十七年大蔵省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第十条の次に次の一条を加える。

（身分証明書の交付）

第十条の二　国税局長、税務署長又は税関長は、法第四十六条の二第十一項（納税の猶予の申請手続等）の規定により質問又は検査を行う職員に、同条第十二項の身分証明書を交付しなければならない。

第十一条の次に次の一条を加える。

（税務代理人がある場合における納税義務者に対する調査の事前通知）

第十一条の二　法第七十四条の九第五項（納税義務者に対する調査の事前通知等）に規定する財務省令で定める場合は、税理士法施行規則（昭和二十六年大蔵省令第五十五号）第十五条（税務代理権限証書）の税務代理権限証書に、法第七十四条の九第三項第一号に規定する納税義務者への調査の通知は同項第二号に規定する税務代理人に対してすれば足りる旨の記載がある場合とする。

第十二条第一項ただし書中「法人税」の下に「、地方法人税」を加える。

第十六条第二項中「附記し」を「付記し」に、「添附する」を「添付する」に改め、同条に次の一項を加える。

3　法第四十六条の二第十二項（納税の猶予の申請手続等）の身分証明書の様式及び作成の方法は、国税徴収法施行規則（昭和三十七年大蔵省令第三十一号）別紙第十二号書式に所要の調整を加えたものによる。

附　則

この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第十一条の次に一条を加える改正規定　平成二十六年七月一日

二　第十二条第一項ただし書の改正規定　平成二十六年十月一日

○財務省令第二十八号

所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）及び租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二十六年政令第百四十五号）の施行に伴い、並びに同法附則、同令附則、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）、租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）及び租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第百六十九号）附則の規定に基づき、並びに同法を実施するため、租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令

（租税特別措置法施行規則の一部改正）

第一条　租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十二条の八十二」を「第二十二条の八十三」に、「第三十一条の九」を「第三十一条の八」に改める。

第二条第二項中「の株主」を「の施行令第一条の四第三項第一号に規定する株主等」に、「当該株主」を「当該株主等」に改める。

第二条の二の見出し中「内国法人等に対して支払う」を削り、同条第一項及び第二項中「内国法人又は」を「居住者若しくは国内に恒久的施設を有する非居住者又は内国法人若しくは」に改める。

第三条の五中第十四項を第十六項とし、第十三項を第十五項とし、第十二項を第十四項とし、第十一項の次に次の二項を加える。

12　施行令第二条の二十一の二第一項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　提出者の氏名及び住所並びにその者の賃金の支払者及び施行令第二条の二十一の二第一項に規定する休業前勤務先等の名称及び所在地

二　施行令第二条の二十一の二第一項に規定する育児休業等（次号及び次項第二号において「育児休業等」という。）の期間及び当該期間中に引き続き法第四条の二第一項の規定の適用を受けようとする旨

三　育児休業等に係る子の氏名及び生年月日又は出産予定年月日

四　引き続き法第四条の二第一項の規定の適用を受けようとする財産形成住宅貯蓄の第九項に規定する種別

五　現に前号の財産形成住宅貯蓄の受入れをしている金融機関の営業所等の名称及び所在地

六　その他参考となるべき事項

13　施行令第二条の二十一の二第三項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　提出者の氏名及び住所並びにその者の賃金の支払者及び施行令第二条の二十一の二第一項に規定する休業前勤務先等の名称及び所在地

二　育児休業等の期間を変更する旨並びに変更前及び変更後の育児休業等の期間

三　前項第三号から第五号までに掲げる事項

四　その他参考となるべき事項

第三条の六第二項中「又は財産形成非課税住宅貯蓄廃止申告書」を「、育児休業等をする者の財産形成非課税住宅貯蓄継続適用申告書、育児休業等期間変更申告書又は財産形成非課税住宅貯蓄廃止申告書」に改め、同項ただし書中「及び財産形成非課税住宅貯蓄廃止申告書」を「、育児休業等をする者の財産形成非課税住宅貯蓄継続適用申告書及び財産形成非課税住宅貯蓄廃止申告書」に、「異動申告書及び」を「異動申告書」に改め、「勤務先異動申告書」の下に「及び育児休業等期間変更申告書」を加え、同条第三項第一号中「及び」を「、育児休業等をする者の財産形成非課税住宅貯蓄継続適用申告書、育児休業等期間変更申告書及び」に改め、同条第四項中「及び財産形成非課税住宅貯蓄廃止申告書」を「、育児休業等をする者の財産形成非課税住宅貯蓄継続適用申告書、育児休業等期間変更申告書及び財産形成非課税住宅貯蓄廃止申告書」に改める。

第三条の七中「及び」を「、育児休業等をする者の財産形成非課税住宅貯蓄継続適用申告書、育児休業等期間変更申告書及び」に、「別表第三㈦」を「別表第三㈧」に改める。

第三条の十二中「及び第四項」の下に「、第二条の二十一の二第一項及び第三項」を加え、同条の表第三条の五第十二項の項中「第三条の五第十二項」を「第三条の五第十四項」に改め、同表第三条の五第十三項の項中「第三条の五第十三項」を「第三条の五第十五項」に改め、同表第三条の五第十四項の項中「第三条の五第十四項」を「第三条の五第十六項」に改める。